

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                 |
|-------|--------------------------------------|
| 15    | 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務<br>基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平泉町は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- 当町では、平泉町個人情報保護条例及び平泉町情報セキュリティ基本方針により、個人情報の保護及び情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- 個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に個人情報の保護に関する条項を含め、個人情報を保護している。

## 評価実施機関名

岩手県平泉町長

## 公表日

令和4年1月4日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                   |   |
|--|---|
| ①事務の名称                                 | 新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種に関する事務  |
| ②事務の概要                                 | 新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務<br>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 |
| ③システムの名称                               | ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                         |   |
| ①予防接種対象者ファイル<br>②新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                             |   |
| 法令上の根拠                                 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>・番号法第19条第6号(委託先への提供)                                       |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携               |   |
| ①実施の有無                                 | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                                | (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報照会及び情報提供)  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                      |   |
| ①部署                                    | 平泉町保健センター   |
| ②所属長                                   | 平泉町保健センター 所長  |
| 6. 他の評価実施機関                            |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                 |   |
| 請求先                                    | まちづくり推進課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-2111   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ               |   |
| 連絡先                                    | 平泉町保健センター 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-2111   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |